

**2025 年度-2027 年度課題別研修
「持続可能な森林経営のための政策立案能力の強化」
に係る参加意思確認公募について**

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた、林業普及、森林保全分野等の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、開発途上国における持続可能な森林経営を推進するため、行政官の政策立案能力強化に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人 国際緑化推進センター（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、1991 年の設立以降、海外の森林保全・再生に取り組んでおり、関係する研究・教育機関とも連携し、開発途上国の森林を対象とした調査・研究、森林再生技術情報の発信・普及や人材育成を行うとともに、企業や NGO による植林活動の技術的支援にも継続して積極的に取り組んでいます。また、同センターは、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の締約国会議の結果や植林技術について情報提供するセミナーの開催、また、住民参加型森林管理、炭素蓄積や GHG 排出・吸収量推定のためのデータ収集に関するキャパシティビルディングを国内外で行っています。

このことから、森林・緑化分野における、国内外の広汎かつ高い専門性、人材育成の知見に加え、産官学に亘る幅広いネットワークや知識と経験を有しており、産官学からの多様な講師を招へいすることができます。

さらに、同センターは、本業務と同分野の課題別研修「国家森林モニタリングシステム整備のための人材育成」（2011 年度-2012 年度）、「持続的森林管理及び REDD+に向けた国家森林モニタリングシステム整備のための人材育成」（2014 年度-2016 年度）、「REDD+実施に向けた政策立案（行政幹部職員向け）」（2017 年度-2019 年度/2021 年度-2023 年度）、「持続可能な森林経営のための政策立案能力の強化」（2024 年度）の受託実績があり、過年度研修員との人脈・ネットワーク基盤を有するほか、参加国側の多様なニーズに応じ、過年度研修のレビューを踏まえた研修カリキュラムの企画・構成および的確な助言を行うとともに、開発途上国の人材を対象とした効果的な研修運営・ノウハウを有しています。

以上から、特定者は以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

(1) 業務名：2025 年度-2027 年度課題別研修「持続可能な森林経営のための政策立案能力の強化」に係る研修委託契約

(2) 案件概要：別紙 2「研修委託業務概要」のとおり

(3) 実施期間（2025 年度）：2025 年 11 月上旬～2025 年 12 月中旬（予定）

契約履行期間（2025 年度）：2025 年 8 月上旬～2026 年 2 月下旬（予定）

※2026 年度、2027 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。なお、契約は年度ごと/期ごとに締結することが原則であるが、本件については、2026 年度までの複数年度契約と 2027 年度の単年度契約の組み合わせ（その場合の契約履行期間は 2025 年 8 月上旬～2027 年 2 月下旬および 2027 年 8 月上旬～2028 年 2 月下旬）とする可能性がある。さらに、場合により 2027 年度までの複数年度契約（その場合の契約履行期間は 2025 年 8 月上旬以降～2028 年 2 月下旬）とする可能性がある。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

1) 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。

2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴

力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- 2) 国内外の森林・緑化分野に精通し、研修指導に必要な同分野の専門人材を確保できること。
- 3) 2025年度を第1回目として、2027年度まで計3回、本研修を実施可能であること。なお、契約期間については1.業務内容（3）のとおり。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2025年6月10日（火）17:00 まで
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	・ 参加意思確認書（別添1）、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、下記（4）に記載のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果 の通知	通知日	2025年6月13日（金）
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、下記（4）に記載のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2025年6月20日（金）
	回答予定日	2025年6月27日（金）

	回答方法	メール
(4) 提出先・メールアドレス	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5 JICA 東京 経済基盤開発・環境課（担当：奥山） 電話：03-3485-7652 メールアドレス：tictee@jica.go.jp	

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は 3MB 以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別添 1）の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）の URL と、同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (1 0) 契約保証金：免除します。
- (1 1) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

**2025 年度-2027 年度課題別研修
「持続可能な森林経営のための政策立案能力の強化」
研修委託契約 業務概要**

以下の記載は、2025 年度に係るものである。2026 年度、2027 年度については、別紙 1 「業務仕様書」 2. 応募資格（2）その他の要件 1）を参照。

1. 研修コース概要

（1）研修コース名

課題別研修「持続可能な森林経営のための政策立案能力の強化」

（2）技術研修期間（予定）

【来日研修】2025 年 11 月上旬～2025 年 12 月中旬

（3）研修員（予定）

1）定員：12 名

2）研修対象国：ラオス、ベトナム、モンゴル、ネパール、パキスタン、スリランカ、パプアニューギニア、ブラジル、マラウイ、ウガンダ、カメルーン、コンゴ民主共和国

3）研修対象組織・対象者

ア. 国または地方自治体の林業普及、森林保全、持続可能な森林経営のための農村開発に携わる部門の行政官であること

イ. 大学卒業者又は同等の知識・経験を有すること

ウ. 英語が堪能な者

エ. ワード、エクセル、パワーポイントに精通していること

オ. 心身共に健康で支障なく研修生活を送ることができる者

カ. 中央政府及び地方政府の森林経営部門における 3 年以上の業務経験を含め、所属組織の勤続経験が 6 年以上であることが望ましい

キ. 年齢は 49 歳以下が望ましい

（4）研修使用言語

英語

（講義等を日本語で実施する場合は、当機構登録の研修監理員が日本語-英語間の通訳を行う。）

（5）研修の背景・目的

国際連合食糧農業機関（FAO）の「世界森林資源評価 2020:Global Forest Resources Assessment2020（FRA2020）」によると、2020 年の世界の森林面積は約 40 億ヘクタールであり、世界の陸地面積の約 3 割を占めている。多くの生物の生息・生育地である森林は、農地や都市などへの土地利用の転換により、過去 30 年で約 1.78 億ヘクタール（日本の国土面積の約 5 倍）が失われた。これにより CO2 などの温室効果ガスが排出され気候変動の一因となっており、気候変動の観点からもその対策は急務である。

持続可能な森林経営の推進に向けては、1992 年の国連環境開発会議（地球サミット）において「森林原則声明」が採択されて以降、国連の場において、政府間対話が継続的に開催されている。日本政府はこれまで、持続可能な森林経営のための基準・指標の作成と適用を進める国際的な取組の 1 つである、「モントリオールプロセス」の取りまとめ役を務めるなど、データ収集・分析、住民参加型の森林管理等国内の優れた知見を活かして持続的森林管理の推進する主導的な役割を果たしている。

上記の通り、持続的森林管理の重要性やそれに係る地球規模での議論が高まる一方、多くの国において森林の減少・劣化が進展しており、森林経営担当の行政職員の政策立案能力の強化は喫緊の課題である。本研修では、森林を取り巻く国際的な動向や日本の優れた技術、先駆的取組等を学習することで、持続的森林経営に向けた政策課題解決のための政策立案能力を向上することを目的として実施する。

（６）案件目標

自国における森林資源の持続的利用を実現するため、行動計画を研修参加者の所掌に応じて作成する。

（７）単元目標（アウトプット）

- 1) 日本の森林・林業行政の現状や、森林を取り巻く国際的な議論の動向、途上国における国際援助機関による当該分野の協力の取組等の学習を通じて、国際的な視点に立った自国の森林の現状及び制度に係る理解が増進する。
- 2) 日本の学術・行政・産業界における先端技術・活動の学習を通じて、自国の持続的森林経営に関する政策課題解決の方法論提示に必要な知識・能力を習得する。
- 3) 自国の課題を踏まえつつ、研修での学びを活かした行動計画書を作成することを通じて、所属組織もしくは活動任地において森林経営の取組を実践するための能力を習得する。

(8) 研修内容

1) 研修項目

【事前活動】

自国(または活動地域)における森林及び周辺地域の現状と課題、所属組織等に関するインセプションレポートの作成

【本邦研修】

以下の内容に関する講義、討議、視察及び実習等を行う。

- ア. 日本の森林・林業（組織、政策、活動（民間企業を含む）、その役割等）
- イ. 森林を取り巻く国際的な議論の動向（REDD+等）
- ウ. 国際機関、JICA、NGO 等の取組（組織、活動、途上国支援の現状・課題等）

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 質疑応答／討議
- ウ. 演習・実験／実習
- エ. 見学・研修旅行
- オ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

- ア. 集合ブリーフィング：0.5 日間
来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。
- イ. 評価会：1 時間程度（離日前日）
- ウ. 閉講式：30 分程度（離日前日）

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）：別紙 1 の 1（3）の通り

(2) 業務の概要

- 1. 研修コース概要（6）案件目標及び（7）単元目標を達成するため、（8）研修内容を実施する。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

（注）上記業務内容は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コース

の特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（準委任契約）。

- （２） 研修員及び同行者（上限１名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- （３） 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- （４） 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上

参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 紺屋 健一 殿

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2025年度-2027年度課題別研修「持続可能な森林経営のための政策立案能力の強化」
に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望し
ますので参加意思確認書を提出します。

記

- 1 全省庁統一資格
登録番号：

2. その他の要件

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状
況がわかる証明書を提出してください。

以 上